

地域づくりとリニア

○元飯田市役所産業経済部長の高橋寛治氏 9月26日飯田市内で行われた講演会より

・講演レジメより：

戦後の私たちの選択の誤り・・・「ムラ」を「マチ」と同じようにしよう。同じ利便性を持ち込もうとしたこと。

なぜ「ムラを強く安心して生活できるところ」にしなかったのでしょうか。

結局、過疎からの脱出を「外からの何か」に依存したのが間違えの始まりではないでしょうか。企業を誘致する、出産可能な年代に来ていただく、特産品を全国の方に食べていただく、そして観光客に来ていただく。「日和見」であり「あなた任せ」。むずかしく言えば「外発的」だと思うのです。

まず、「リニア」と「三遠南信」は「あなたのみ」の代表です。これでは自ら「何が出来るか」という心が無くなり、このインフラが出来れば「飯田は良くなる」という誤解を生みます。・・・すでに山村では20年後の「ムラの姿」を自らの力で作っています。そこでは人口が伸びています。「企業」も「観光客」も「特産品」もない山村で人口が伸び、インフラ整備に汗を流す飯田市は、なぜ30年後に人口が3/4になってしまうのでしょうか・・・？なぜ、だれも疑問を感じないのでしょ

基本的人権と公共の福祉

リニア建設では、移転の問題があります。これは居住権にかかわる問題。残土運搬車両が引き起こす公害は生存権にかかわります。トンネル掘削が水資源に与える影響も水道水源の場合は直接に生存権に関わるものです。リニアの問題は基本的人権の問題です。

○ 国土交通省北陸地方整備局 → 次ページ 参照、

“憲法29条では、私有財産制度を保障しており、個人の財産は守られています。一方で、公共の福祉の増進のため私有財産は、正当な補償を行うことで公共のために用いることができるとされています。”

○ 「中高生のための憲法教室」(法学館憲法研究所のHPより)

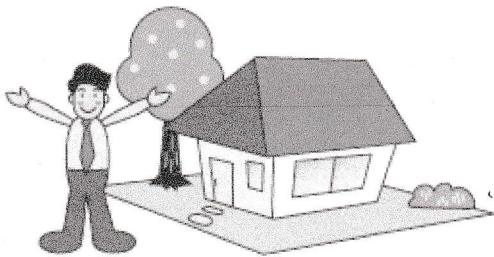
皆さんは「公共の福祉によって人権が制限される」と聞くと、どのようなことを思いうかべますか。「社会の秩序や平穏という公共的な価値のために、個人はわがままをいってはいけない」というイメージを持ちませんか。または、「多数の人の利益になるとときには、少数の人はガマンすべきだ」という意味だと感じませんか。実はこれらの理解は、正しいものとはいえないのです。・・・個人が最高の価値であるのならば、その個人の人権を制限できるものは別の個人の人権でなければなりません。・・・すべての個人の人権がバランスよく保障されるように、人権と人権の衝突を調整することを、憲法は「公共の福祉」と呼んだのです。けっして「個人と無関係な社会公共の利益」というようなものではありません。

○ 渡辺洋三著『新版 日本国憲法の精神』（新日本新書 499、200年）

現代憲法は、自由権のうち、経済的自由については資本家の財産権の自由を制限し、その代わりに、労働者や消費者をはじめ、国民大衆の生存権(社会権)を新しい人権として承認するようになりました。資本家の財産権の自由を制約する論理が「公共の福祉」と言われるものです。・・・国民の生存権を侵害する企業の経済活動の自由は、現代憲法のもとでは、違憲です。(p67～70)。

憲法29条では、私有財産制度を保障しており、個人の財産は守られています。一方で、公共の福祉の増進のため私有財産は、正当な補償を行うことで公共のために用いることができるとされています。

🏠 私有財産の保護



私有財産は、憲法29条によって守られています。権利者以外が、使用することはできません。

『公共の福祉と私有財産』
国土交通省北陸地方整備局
のホームページより

🏠 公共の福祉の増進のために土地を用いる場合

個人の土地が公共の福祉(道路整備、河川の整備など)のために必要な場合は、正当な補償を行うことで公共のために用いることができます。

